

桜川市と茨城県行政書士会との
「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により桜川市と締結いたしました。
これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、本会の県西支部が窓口となり、本会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

記

○ 桜川市との災害協定について

1 支援協力に関する協定締結日： 令和4年 4月28日

2 協定締結の状況

桜川市役所において、大塚秀喜市長と古川正美茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者 桜川市側 大塚秀喜市長、柴山兼光総務部長、中島 元防災会長 ほか

本会側 古川正美会長、増戸美幸副会長兼県西支部長、水柿勝彦県西支部副支部長、
下条威之理事兼県西支部副支部長

○ 災害協定の主な内容

本会は、市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために町が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県西支部を経由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体
(28市町村)

北茨城市 (H24年7月)、水戸市 (H26年5月)、行方市 (H26年7月)
日立市 (H26年8月)、東海村 (H26年8月)、常陸太田市 (H26年10月)
那珂市 (H26年10月)、城里町 (H27年4月)、つくば市 (H27年7月)
潮来市 (H27年11月)、龍ヶ崎市 (H27年11月)、鉾田市 (H27年12月)
神栖市 (H27年12月)、鹿嶋市 (H28年1月)、かすみがうら市 (H28年2月)
笠間市 (H28年2月)、境町 (H28年9月)、守谷市 (H28年11月)
牛久市 (H29年4月)、常総市 (H29年4月)、利根町 (H30年3月)
下妻市 (H30年7月)、つくばみらい市 (H30年8月)、稲敷市 (H31年1月)、
阿見町 (H31年2月)、高萩市 (H31年3月)、結城市 (R2年7月)、
筑西市 (R2年9月)